

5 建設業許可証明書

建設業の許可通知書は、変更届を受け付ける都度新たに発行したり、紛失時に再発行はしておりません。申請により、現在の許可の内容についての証明書を有料で発行しています。下記の様式により、土木部監理課（P 1 3 9 参照）へ申請してください。用紙はホームページからダウンロードできます。

申請方法は、原則、長崎県電子申請システムにより電子申請をお願いします。電子申請の詳しい内容はホームページでご確認ください。電子申請が難しい場合は、従来どおり郵送又は持参もできます。持参の場合の窓口対応時間は下記の通りです。

9：00～11：30，13：00～16：30（休日、祝日、その他閉庁日を除く）

※証明に時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

証明手数料は、証明書1通につき400円です。書面申請は長崎県収入証紙、電子申請はシステムで納付方法をご確認ください。

なお、国土交通省『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』で、建設業許可情報（許可番号、商号又は名称、代表者氏名、所在地、許可有効期限、許可を受けた建設業の種類等）を常時、確認・出力することが可能となっていますのでご利用ください。

記載例 ※書面申請様式

(A 4)

建設業許可証明書交付願	
1 商号又は名称	(株)長崎建設
2 代表者名	代表取締役 長崎 太郎
3 主たる営業所所在地	長崎市尾上町3-1
4 許可年月日、許可番号及び許可業種	
令和01年5月10日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 許可 (般-01)第12345号	大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業
令和01年5月10日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 許可 (特-01)第12345号	土木工事業、建築工事業
令和 年 月 日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 許可 ()第 号	
令和 年 月 日 国土交通大臣 許可 長崎県知事 許可 ()第 号	
上記のとおり建設業法第3条により許可していることを証明ください。	
令和 〇 年 〇 月 〇 日	
(申請者)	住所 長崎市尾上町3-1 (株)長崎建設 氏名 代表取締役 長崎 太郎
長崎県知事 殿	
長崎県収入証紙貼り付け欄 証明書1枚につき400円です。	証明部数
	2 部
	※行政庁受付印

国土交通省『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』

(<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>)

PDF出力



6 建設業許可申請書の閲覧

長崎県知事許可を受けている建設業者の申請書の閲覧ができます。

(1) 閲覧場所

- ・土木部監理課建設業指導班（長崎県庁行政棟6階）
 - ・各振興局窓口（P139参照）（※振興局では管内分のみ閲覧できます）
- ※長崎振興局での閲覧は令和6年3月31日をもって廃止しました。
4月1日以降は土木部監理課にて閲覧願います。

(2) 閲覧時間

9:00～11:30, 13:00～16:30（休日、祝日、その他閉庁日を除く）

(3) 注意事項

- ・手数料は無料ですが、あらかじめ閲覧簿を提出していただく必要があります。
- ・閲覧書類の撮影、スキャナを使用する場合は閲覧簿にチェックを入れて下さい。
- ・閲覧書類の持ち出しはできません。
- ・閲覧の規則や職員の指示に従っていただけない場合には閲覧を停止または禁止することがあります。
- ・混雑時等、状況により閲覧を制限させていただくことがあります。なお、書庫整理のため、一定期間全面的に閲覧を停止することもあります。

(4) 電子閲覧について

JCIPで申請・届出された建設業許可申請及び変更届（決算変更届含む）について、許可行政庁による審査が完了となったデータの閲覧ができます。

○<https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/>

(4) 閲覧・閲覧対象外書類一覧（法定書類）

◎閲覧対象

NO	様式番号	書類名称
1	第1号	建設業許可申請書
2	別紙1	役員等一覧表
3	別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)
4	別紙2(2)	営業所一覧表(更新)
5	別紙3	収入印紙、又は登録免許税領収証書はり付け欄
6	別紙4	専任技術者一覧表
7	第2号	工事経歴書
8	第3号	直前3年工事施工金額
9	第4号	使用人数
10	第6号	誓約書
11	第7号の3	健康保険等の加入状況
12	第11号	令3条使用人一覧表
13		定款(法人)
14	第15号	貸借対照表(法人)
15	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書(法人)
16	第17号	株主資本等変動計算書(法人)
17	第17号の2	注記表(法人)
18	第17号の3	附属明細表(法人)
19	第18号	貸借対照表(個人)
20	第19号	損益計算書(個人)
21	第20号	営業の沿革
22	第20号の2	所属建設業者団体
23	第20号の3	主要取引金融機関名
■変更届関係		
24	第22号の2	変更届出書(第1面)
25	第22号の2	変更届出書(第2面)
26	別紙8	変更届出書表紙 [決算変更届]

◎閲覧対象外

NO	様式番号	書類名称
1	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書
2	第7号別紙	常勤役員等略歴書
3	第7号の2	常勤役員等及び補佐する者証明書
4	第7号の2別紙1	常勤役員等略歴書
5	第7号の2別紙2	常勤役員等及び補佐する者証明書略歴書
6	第8号	専技証明書(新規・変更)
7		技術検定合格証明書等の資格証明書
8		卒業証明書
9		監理技術者資格者証
10	第9号	実務経験証明書
11	第10号	指導監督的実務経験証明書
12	第11号の2	国監者一覧表
13	第12号	役員等の住所、生年月日の調書
14	第13号	令3条使用人の住所、生年月日の調書
15	第14号	株主(出資者)調書(法人)
16		商業登記簿謄本 [履歴事項全部証明書・現在事項全部証明書等]
17		納税証明書(事業税)
18		登記事項証明書<登記されていないことの証明書>
19		市町村の長の証明書<身分証明書>
■変更・廃業届関係		
17	第22号の3	届出書
18	第22号の4	廃業届 ※一部廃業含む

7 「申請書を受付されたことの証明」について

行政書士の代理申請の場合等で、「申請書を受付されたことの証明(建設業許可申請書の表紙に受付印があるもの)」が必要な場合は、公文書の写しの交付申請ができます(有料)。用紙は土木部監理課に備えてあります。※1部、10円(長崎県収入証紙)

第5章 「解体工事業」について

1 解体工事の内容、例示、区分の考え方

H28.6.1 新設

建設工事の種類 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省告示第350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日 国総建第97号)	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日 国総建第97号
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

※解体工事と専門工事の区分の考え方について

- それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。

(例) 信号機のみを解体する工事 ⇒ **電気工事業**に該当
足場のみを撤去する工事 ⇒ **とび・土工事業**に該当

- また、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当します。

(例) 古いビルの解体工事と、同じ敷地内に新たにビルを建設する工事を一体で請け負う工事 ⇒ **建築一式工事業**に該当

- 解体工事業は、各専門工事や総合的な企画、指導、調整のもとに行う一式工事に該当しない工作物の解体を行う工事です。

(例) 家屋等の工作物を解体する工事 ⇒ **解体工事業**に該当

2 解体工事業の技術者要件

■ 特定建設業

- 1 級土木施工管理技士 ※ 1
- 1 級建築施工管理技士 ※ 1
- 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）） ※ 2
- 一般建設業の専任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として 4,500 万円以上の解体工事に関し 2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者

■ 一般建設業

- 1 級又は 2 級土木施工管理技士（2 級は土木のみ） ※ 1
- 1 級又は 2 級建築施工管理技士（2 級は建築又は躯体のみ） ※ 1
- 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）） ※ 2
- とび技能士（1 級）
- とび技能士（2 級）合格後、解体工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
- 登録解体工事試験合格者 ※ 3
- 大卒（指定学科 ※ 4）又は 1 級第 1 次検定（対応種目）合格後 3 年以上、高卒（指定学科 ※ 4）又は 2 級第 1 次試験（対応種目）合格後 5 年以上、その他 10 年以上の実務経験を有する者
- 土木工事業（又は建築工事業、とび・土工事業）及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者

- ※1 平成 27 年度までの合格者に対しては、当該技術検定に合格した後、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※2 当面の間、当該試験に合格した後、解体工事に関する 1 年以上の実務経験又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※3 登録解体工事試験及び※1、2 に記載の登録解体工事講習の実施機関については、登録後、順次官報公告されます。実施機関は、国土交通省ホームページに掲載されますのでご覧ください。なお、国土交通大臣の登録を受けた試験・講習を実施している機関は次のとおりです。

○登録解体工事講習実施機関（令和 6 年 4 月 1 日現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(公社) 全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀 4-1-3	03-3555-2196

○登録解体工事試験実施機関（令和 6 年 4 月 1 日現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(公社) 全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀 4-1-3	03-3555-2196

*平成 17 年度までに実施された解体工事施工技士資格試験及び平成 27 年度までの解体工事施工技士試験に合格した者についても登録解体工事試験を合格した者とみなします。

○国土交通省HP

(講習) http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000126.html

(試験) http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000125.html

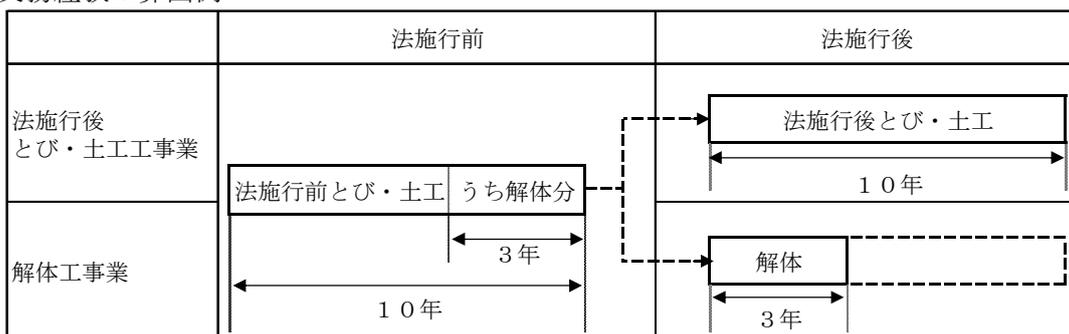
- ※4 指定学科とは、土木工学又は建築学に関する学科です。

3 実務経験の取り扱い

【実務経験の算出について】

- ・解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事（平成 28 年 5 月 31 日までのとび・土工工事業）の実務経験年数のうち、解体工事に係る実務経験年数とします。
- ・新とび・土工工事（平成 28 年 6 月 1 日以降のとび・土工工事業）の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とします。

(例) 実務経験の算出例



※今回の解体工事の実務経験期間の計算に限って、上記のとおり実務経験期間の重複が可能です。

【実務経験の内容の確認について】

解体工事に係る実務経験の内容の確認は、請負契約書等の書類で行います（P 1 2 3 実務経験の内容の確認について参照）。その際、解体工事の工期が分かる請負契約書等を添付してください。なお、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とします。

※平成 28 年 6 月 1 日以降の経験については、解体工事業の建設業許可通知書の写しでも可。